

# 告示

## 埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成三十年八月一日から施行する。

平成二十九年埼玉県教委告示第二十号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成三十年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成三十年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「七、〇二〇円」とあるのは「七、〇三一円」と、「一三、二八四円」とあるのは「一三、二八七円」と、「二三、九〇五円」とあるのは「二四、二六九円」と、「二五、二五七円」とあるのは「二五、六三〇円」と、「二四、八五九円」とあるのは「二四、九七六円」と、「一九、七二六円」とあるのは「二〇、二九七円」と、「一五、二九一元」とあるのは「一五、五五八円」とする。

平成三十年七月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三一三円	二四、八五九円

七十歳以上	六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
	六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
		三、九三〇円	一三、二八四円